

# 労働基準広報 2018 No.1970

## 9/11

### CONTENTS

**特集** 自然災害時における使用者が講ずべき措置Q & A — 6

## 今年7月の豪雨被害で雇用保険や雇用調整助成金の特例措置が

日本は世界でも有数の災害大国であり、季節によっては台風が猛威を振るう。平成30年7月に西日本を中心に全国各地で梅雨前線による豪雨により甚大な災害をもたらした。この被害について、政府は7月14日に「特定災害特別措置法」に基づく「特定非常災害」の指定した。また、7月21日には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」のに基づき、「激甚災害」の指定も行った。今回の甚大な被害を鑑み、「雇用保険の特例措置」、「雇用調整助成金の特例」、「国民年金、雇用保険等の保険料の免除や猶予」などの特例措置も設けられた。また、厚生労働省では、「労働基準法や労働契約法に関するQ & A」も出している。今回は、災害時の特別措置や、保険料の取扱い、労働基準法や労働契約法に関するQ & Aについてみていく。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>⑳ — 14

「グローバル」「エリア」の  
区分を廃止、「基幹職」に一本化  
柔軟で生産性の高い働き方を  
可能にする制度を拡充

～損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社～

●相談です！ 弁護士さん ————— 24

相談09「従業員に残業させたいのですが」  
～時間外労働・休日労働の問題～

残業命じるには適正な手続が必要  
三六協定なければ刑事罰の対象に  
(執筆/弁護士・横山浩之(北海道合同法律事務所))  
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労務資料/平成29年 労使間の交渉等に  
関する実態調査結果 ————— 44

労使関係は「安定的」と  
認識する労組89% (厚生労働省調べ)

●NEWS ————— 1

(中賃審・30年度地域別最賃改定の目安を答申) 全国で23円から27円の上げを提示/(7月豪雨に伴う雇調金の特例) 助成率を上げ  
限度日数も1年間で300日に延長/(30年8月以降の支給事由は適用) 労災年金給付基礎日額の最低・最高限度額を改定/ほか

●行政案内/平成30年度  
全国労働衛生週間実施要綱 — 36

<今年度のスローガン>

こころとからだの健康づくり  
みんなで進める働き方改革

●本誌読者アンケート — 41 ●連載 労働スクランブル⑳ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●わたしの監督雑感 和歌山・御坊労働基準監督署 安全衛生課長 水谷修悟 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

#### 労務相談室

回答者

配置転換 [育児短時間勤務者に対する配転] 命じられるか	48	弁護士・岡村光男
賃金関係 [6月の同一労働同一賃金の2つの最高裁判決] どんな影響あるか	50	弁護士・山口毅
保険手続 [厚生年金の被保険者が70歳になった] 厚生年金の手続は	52	社労士・青木明美

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内